

## 別紙2

### 山口県介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）実施要綱

#### 1 事業の目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24 時間 365 日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっているとともに、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇などを受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、山口県とする。

#### 3 事業の内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は、別添1のとおり。

##### (1) 対象施設等

令和7年12月12日時点で介護施設等として指定等を受け、介護報酬等で運営されている別添1に規定する施設等であって、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

ア 県内に所在地を有すること。

イ 事業活動を行っており、今後も事業継続意思があること。ただし、令和7年12月12日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象とする。

##### (2) 補助額

施設ごとに、別添1に規定する基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### (3) 対象経費等

食材料費等

#### 4 留意事項

(1) 補助額については、別添1のとおりとし、予算の範囲内で県が補助する。

(2) 知事が別に定める日までに事業を完了すること。

### (3) 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた対象施設等が、補助の要件を満たさない事実が明らかとなった場合や、偽りその他不正行為によって補助を受けたことが判明した場合、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還させることができる。なお、複数の介護施設等を有する事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該介護施設等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

### (4) 補助の申請手続

ア 経費の補助を受けようとする介護施設等の事業者は、知事に対してその旨の申請を行う。

イ 複数の介護施設等を有する事業者については、県内に所在する介護施設等について、一括して申請することができる。

### (5) 県の事務

知事は、介護施設等の事業者からの申請に基づき、補助の対象となる介護施設等であるかの確認を行い、補助額を決定する。

### (6) 様式の取扱い

様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

ア 別紙様式は、原則として、変更を加えないこと。

イ 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、介護施設等の事業者等において適切に保管するとともに、県からの求めがあった場合に介護事業者等が速やかに提出することを要件とするが、届出時に全ての事業者等から一律に添付を求めることはしない。

ウ 別紙様式について押印は要しないこと。

### (7) 支払について

補助額の介護施設等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。

その際、振込先口座は、交付申請時に介護施設等の事業者から申出のあった口座とする。

ただし、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が、山口県国民健康保険団体連合会に介護給付費等の振込先口座として登録している口座は不可とする。

### (8) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局高齢者支援課と協議の上、決定する。